

第 34 条 消防本部及び署所の予防要員

1 現行の指針

消防本部及び署所における予防要員の数は、①予防事務に要する人員数と②危険物事務に要する人員数の合算数を基準として、火災予防に関する事務執行体制等を勘案した数

① 予防事務に要する人員数（次に掲げる数の合算数）

- ・ 特定防火対象物の数 × 10/680
- ・ 非特定防火対象物の数 × 2/2,300
- ・ 一戸建て住宅の数 × 3/17,000

(考え方)

算定指標は、予防事務と密接な関係にある特定防火対象物数、非特定防火対象物数及び一戸建て住宅数とした上で、人口 10 万人の標準団体（以下「標準団体」という。）における算定指標ごとに必要な人員数を指針の根拠としている。

標準団体における予防事務に要する人員数

算定指標	算定指標数	要員数	
			業務別
特定防火対象物	680	10 人	・ 立入検査：6 人 ・ 違反処理：1 人 ・ 消防同意：2 人
非特定防火対象物	2,300	2 人	・ 消防用設備設置時検査：2 人 ・ 火災原因調査：1 人
一戸建て住宅	17,000	3 人	・ 防火指導：3 人
計	—	(交替制勤務員が兼務可能) 15 人	

※ 標準団体における算定指標数は、平成 15 年 4 月 1 日現在の防火対象物数、平成 15 年 10 月 1 日現在の一戸建て住宅数を用いて平成 12 年国勢調査に基づく人口から算出

② 危険物事務に要する人員数

下表に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を 150 で除した数

施設区分	係数
A 予防規程を定めなければならない施設	1.8
B 製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、一般取扱所のうち A 以外の施設	1.0
C 地下タンク貯蔵所及び給油取扱所の施設	0.9
D 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び販売取扱所の施設	0.7

(考え方)

平成 12 年の指針改正時に、危険物事務に要する人員数と製造所等の数の関係を調査した結果、おおよそ 150 施設当たり 1 人の要員を配置

これに平成 17 年の指針改正で設定した施設区分ごとの補正係数（事故発生率や審査、検査に要する時間等により算出）を加味したものを指針の根拠としている。

2 課題及びその対応策

① 予防事務に要する人員数

【課題】

実際に配置されている人員数は、指針に基づく人員数を大きく下回っている。

このため、防火対象物への立入検査や立入検査によって指摘した違反の是正指導などが十分に行えていない消防本部もあるものと推測される。

一方で違反対象物に係る公表制度や防火対象物に係る表示制度の導入等によって、今後更に立入検査や違反処理に係る業務量の増加が見込まれる。

【対応策】

○ 標準団体における人員数の増員

標準団体における予防事務に要する人員数を 15 人から 17 人に 2 人増員し、立入検査及び違反処理の執行体制の強化を図る。(要員数の積算内訳は、別紙参照)

標準団体における予防事務に要する人員数

算定指標	現行	改正案	業務別の要員数
特定防火対象物	10 人	12 人	・立入検査：6 人→8 人 (+2) ・違反処理：1 人→2 人 (+1)
非特定防火対象物	2 人	2 人	・消防同意：2 人→2 人 ・消防用設備等設置時検査：2 人→2 人
一戸建て住宅	3 人	3 人	・火災原因調査：1 人→1 人 ・防火指導等：3 人→2 人 (▲1)
計	15 人	17 人	—

○ 標準団体における算定指標数の見直し

予防事務に要する人員数の算定指標は、予防事務と密接な関係にある防火対象物数及び一戸建て住宅数という考え方は変えずに、直近の数値により算出した算定指標数に見直す。

標準団体における算定指標数の算出

	算定指標		H22 年国勢調査人口 (b)
	総数 (a)	標準団体における数 (a) × 10 万人 / (b)	
特定防火対象物	930, 790	727 ≒ 730	128, 057, 352 人
非特定防火対象物	3, 032, 837	2, 368 ≒ 2, 400	
一戸建て住宅	27, 450, 200	21, 436 ≒ 22, 000	

※ 各防火対象物の総数 (H25. 3. 31 現在) 出典「平成 25 年版消防白書」

※ 一戸建て住宅数 (H20. 10. 1 現在) 出典「平成 20 年住宅・土地統計調査」

上記により、予防事務に要する人員数は、下表に掲げる数の合算数に見直す。

現行	改正案
特定防火対象物の数 × 10/680	特定防火対象物の数 × 12/730
非特定防火対象物の数 × 2/2, 300	非特定防火対象物の数 × 2/2, 400
一戸建て住宅の数 × 3/17, 000	一戸建て住宅の数 × 3/22, 000

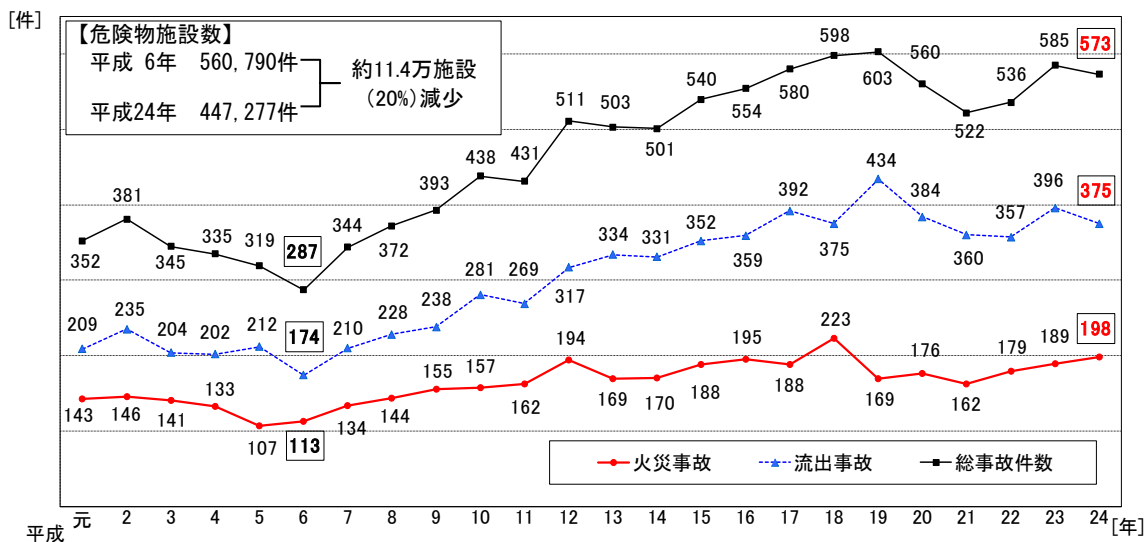
② 危険物事務に要する人員数

【課題】

実際に配置されている人員数は、指針に基づく人員数を下回っている。

一方で、危険物施設の数は年々減少しているが、危険物施設全体の火災事故及び流出事故の件数は増加傾向（特に製造所、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所が増加）にあることから、事故防止対策を更に推進していく必要がある。

危険物施設における事故件数の推移



※ 「危険物施設に係る事故報告」に基づく件数

【対応策】

現行の基準は、平成 12 年の指針改正時に危険物施設おおよそ 150 施設あたり 1 人の割合で危険物事務に要する人員が配置されていたことを根拠に、「おおよそ 150 施設あたり 1 人」としているが、平成 18 年度及び 21 年度消防施設整備計画実態調査の結果を見ると、おおよそ 220 施設に 1 人の割合で配置されている。

このため、平成 12 年の指針改正時と同じ考え方をすれば、「おおよそ 220 施設あたり 1 人」に見直すことが自然であるが、危険物施設の数は年々減少していることから、見直しによって危険物事務に要する人員の算定数は大きく減少することが予想される。

一方で、危険物施設全体の火災及び流出事故の件数は増加傾向にあることから、当該事故防止対策を推進していく必要性を踏まえ、当面の間は現状を維持することが適切と考える。

危険物施設数と危険物事務に要する人員数との関係

	H18 年度	H21 年度
危険物施設数 (a)	496, 789	465, 685
危険物事務に要する人員数 (b)	2, 246	2, 150
上記人員 1 人あたりの危険物施設数 (a) / (b)	221	217

※ 危険物施設数 (a) は、各年度末現在の数 出典「消防白書」

※ 危険物事務に要する人員数は、消防施設整備計画実態調査による人員数

4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>第34条 消防本部及び署所における予防要員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。</p> <p>(1) 市町村に存する特定防火対象物（法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に<u>680分の10</u>を乗じて得た数</p> <p>(2) 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に<u>2,300分の2</u>を乗じて得た数</p> <p>(3) 市町村に存する一戸建ての住宅の数に<u>17,000分の3</u>を乗じて得た数</p> <p>(4) 市町村に設置されている別表第7に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を150で除して得た数</p> <p>2 前項の場合において、同項第1号、第2号及び第4号に定める数に相当する要員の数は、2人以上とする。</p> <p>3 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。</p>	<p>第34条 消防本部及び署所における予防要員の数は、次の各号に掲げる数を合算して得た数を基準として、市町村の人口、少量危険物の施設の数及び種類等、市町村における消防法第7条に基づく消防長又は消防署長の同意の件数、消防用設備等の設置に係る届出の件数、石油コンビナート等特別防災区域の有無並びに火災予防に関する事務執行体制を勘案した数とする。</p> <p>(1) 市町村に存する特定防火対象物（法第17条の2の5第2項第4号に規定する特定防火対象物をいう。以下同じ。）の数に<u>730分の12</u>を乗じて得た数</p> <p>(2) 市町村に存する特定防火対象物以外の防火対象物の数に<u>2,400分の2</u>を乗じて得た数</p> <p>(3) 市町村に存する一戸建ての住宅の数に<u>22,000分の3</u>を乗じて得た数</p> <p>(4) 市町村に設置されている別表第7に掲げる危険物の製造所等の区分に応じた製造所等の数に、同表に定める補正係数をそれぞれ乗じて得た数の合計を150で除して得た数</p> <p>2 前項の場合において、同項_____に定める数に相当する要員の数は、2人以上とする。</p> <p>3 消防本部及び消防署において、火災の予防に関する業務等を的確に行うため、火災の予防を担当する係又は係に相当する組織には、当該消防本部及び消防署の管轄区域に存する防火対象物、危険物の製造所等の種類、規模等を勘案し、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有するものとして消防庁長官が定める資格を有する予防技術資格者を1人以上配置するものとする。</p>

標準団体の予防事務に要する人員数について

業務	要員数		要員数の積算
	現行	改正案	
立入検査	6人	8人	<p>【標準団体の防火対象物数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物 : 727 対象 (a) ○ 非特定防火対象物 : 2,368 対象 (b) <p>【要員数の算出】(年間勤務日数: 240日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 727 対象(a)を1年間で検査するために必要な要員数 ----- 6人 例えば、2人1組の3班編制で、各班とも1日1対象検査→(年間720対象を検査) ○ 2,368 対象(b)を2年間で検査するために必要な要員数 ----- 2人+ (交替制勤務員) 例えば、 2人で1日2対象検査→(1年間で480対象(bの2割)、2年間で960対象(bの4割)を検査) 上記以外の1,408対象は、交代制勤務員が検査 ※ 消防隊5隊(三交替制)がそれぞれ月に4対象検査→(2年間で1,440対象(bの6割)を検査)
違反処理	1人	2人	<p>【標準団体の違反対象物数】(立入検査した防火対象物の20%(防火管理者の非選任率)が違反と仮定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1年間に特定防火対象物727対象(a)を立入検査 →違反対象物数は145対象(c) ○ 1年間に非特定防火対象物1,184対象(b)/2を立入検査 →違反対象物数は237対象(d) (237対象のうち96対象は予防要員、141対象は交代制勤務の消防隊員の立入検査により違反を指摘) <p>【要員数の算出】(年間勤務日数: 240日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 145対象(c)の違反処理に必要な要員数 ----- 2人+ (交替制勤務員) 例えば、2人で1日に1対象ずつ違反処理→(145日必要) ○ 237対象(d)の違反処理に必要な要員数 ----- 2人+ (交替制勤務員) 例えば、2人で1日に1対象ずつ違反処理→(96日必要) 上記以外の141対象は、交替制勤務員が違反処理
消防同意	2人	2人	<p>【標準団体の消防同意件数】(一般住宅以外の件数は一般住宅の件数の2倍と仮定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般住宅以外の消防同意件数 : 67件(e) ○ 一般住宅の消防同意件数 : 134件(f) <p>【要員数の算出】(年間勤務日数: 240日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 67件(e)の同意事務に必要な要員数 ----- 2人 例えば、2人がそれぞれ5日間※で1件処理→(168日必要) (※3日同意と7日同意が半数ずつあるものと仮定) ○ 134件(f)の同意事務に必要な要員数 ----- 2人 例えば、上記に加えて1日に3件処理→(45日必要)
消防用設備等設置時検査	2人	2人	<p>【標準団体の消防用設備等の設置届出対象物数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定防火対象物の設置届出対象物数 : 42対象(g) ○ 非特定防火対象物の設置届出対象物数 : 50対象(h) <p>【要員数の算出】(年間勤務日数: 240日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 42対象(g)の検査に必要な要員数 ----- 2人 例えば、2人で1対象を3日間で検査→(126日必要) ○ 50対象(h)の検査に必要な要員数 ----- 2人 例えば、2人で1対象を2日間で検査→(100日必要)
火災原因調査	1人	1人	<p>【標準団体の出火件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建物火災(焼損床面積50㎡以上) : 4件(i) ○ " (焼損床面積50㎡未満) : 16件(j) ○ 車両、林野、船舶、航空機火災 : 5件(k) ○ その他の火災 : 10件(l) <p>【要員数の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災原因調査に必要な要員数 ----- 1人+ (交替制勤務員) 例えば、9件((i)+(k))の火災原因を1件あたり1ヶ月間で調査→(9ヶ月必要) 上記以外の26件((j)+(l))は、交代制勤務員が火災原因を調査 ※ 消防隊5隊(三交替制)がそれぞれ火災原因調査を担当した場合、1隊あたり年間1件~2件を担当
防火指導等	3人 (兼務可能)	2人	<p>【要員数の算出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火指導等に必要な要員数 ----- 2人+ (交替制勤務員) 防火防災指導に係る事務を2人が統括、交替制勤務員と協力し消防広報、住宅防火、防火管理指導等の防火指導を実施
計	15人	17人	<p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に特定防火対象物数に基づく要員数 ⇨ 12人 主に非特定防火対象物数に基づく要員数 ⇨ 2人 主に一般住宅数に基づく要員数 ⇨ 3人

※ 標準団体の防火対象物数、消防同意の総件数及び消防用設備等の設置届出対象物数は、「平成25年防火対象物実態等調査」の結果と「平成22年国勢調査」の人口を用いて算出

※ 標準団体の出火件数は、平成24年中の全国の出火件数(平成25年版消防白書)と「平成22年国勢調査」の人口を用いて算出